

平成 21 年 10 月 15 日
社団法人 投資信託協会

「**「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引」に関する
社内規定作成に関する規則**」の一部改正について

. 目的

現行規則の構成の見直し、規定内容の整理、其他所要の整備を行うため、「**「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引」に関する社内規定作成に関する規則**」の一部改正を行う。

. 主な改正点

1. 規則名称の変更

規則の名称を「**「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引」に関する社内規定作成に関する規則**」から「**「役職員等が自己の計算で行う株式等の取引に係る運営に関する規則**」に変更する。

2. 規則の改正

- (1) 生計を一にする親族の範囲の明確化 (規則第 2 条第 2 項)
- (2) 自己取引の対象範囲の整理 (規則第 2 条第 3 項、細則第 2 条)
- (3) 社内規則に定める事項の明確化 (規則第 3 条、細則第 3 条)
- (4) 累積投資契約に基づく取引の取扱い整理 (規則第 5 条、6 条、細則第 4 条、5 条)
- (5) 自己取引禁止期間の明確化 (規則第 7 条第 2 項)

3. 細則の新設

役職員等が自己の計算で行う株式等の取引に係る運営に関する規則に関する細則を新設する。

. 実施日

- 1. この改正は、平成21年10月15日から実施する。ただし、改正後の規則第3条、第4条、第7条、第8条及び細則第2条、第3条の規定は、平成22年1月18日から適用する。
- 2. 前記1のただし書にかかわらず、正会員が当該適用日までの間に改正後の規則第3条、第4条、第7条、第8条及び細則第2条、第3条の規定に基づく運営をすることを妨げない。